



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 5 月 25 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

自己使用中古固定資産の売却に関する増値税簡易徴収政策について

政府の公約である増値税改革の一環として、2009 年 1 月 1 日より、企業が中国国内で固定資産購入時に納付した仕入増値税は、売上増値税より控除する事が可能になったことは本年 1 月 14 日付りそなアジアニュース「中華人民共和国増値税の改革について」でお知らせした通りです。今般、国家税務総局より「増値税簡易徴収政策の管理問題に関する通知」(国税函[2009]90 号)、「一部貨物の増値税低減税率の適用及び増値税簡易徴収政策に関する通知」(財税(2009)9 号)、及び「全国増値税改定改革の実施に伴う若干の問題に関する通知」(財税(2008)170 号)が新たに公布され、自己で使用した中古固定資産売却時の増値税の取扱が規定され、いずれも 2009 年 1 月 1 日より施行されました。主な内容は以下の通りです。

一、自己使用中古固定資産の売却に関する徴収増値税率について（増値税改革前後の比較）

増値税改革前	自己使用中古固定資産を売却する場合、増値税は免税 (但し、当該資産が企業の固定資産リストに含まれていること、企業が固定資産として管理し、且つ当該資産を使用していたこと、売却価額が取得原価を上回らないことが条件)。	
増値税改革後	一般納税者	2009 年 1 月 1 日以降に購入した、仕入増値税を控除済の中古固定資産を売却する場合、現行の税率 17% を適用し徴収。
	小規模納税者	2008 年 12 月 31 日以前に購入した、仕入増値税を控除していない中古固定資産を売却する場合、低減税率を適用し簡易政策により徴収。 (具体的な算出方法は下記「二」の通り)
	小規模納税者	購入時期に係わりなく、低減税率を適用し簡易政策により徴収。 (具体的な算出方法は下記「二」の通り)

二、簡易政策による徴収を行う場合の納税額算出方法について

一般納税者 (4%の税率で計算した金額をさらに半減し徴収)	$\text{売却額} = \text{税込み課税対象販売額} / (1 + 4\%)$ $\text{納税額} = \text{売却額} \times 4\% / 2$
小規模納税者 (2%の税率で計算した金額を徴収)	$\text{販売額} = \text{税込み課税対象販売額} / (1 + 3\%)$ $\text{納税額} = \text{売却額} \times 2\%$

三、増値税発票(領収証)の発行について

・現行の税率で徴収される場合、「増値税専用発票」を発行。(一般納税者が増値税専用発票を発行する、または、小規模納税者が税務当局に申請し増値税専用発票の代理発行を受ける。)
・低減税率を適用し簡易政策により徴収される場合、「普通発票」を発行。(一般納税者が増値税専用発票を発行する、または、小規模納税者が税務当局申請し増値税専用発票の代理発行を受ける事は不可。)

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載